

2026年8月27日
団体年金事業部

知られざる拠出型企業年金保険の実態 — 企業年金か、個人年金か、それとも確定拠出年金か —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による連載記事「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第29回目では、生命保険会社が提供する「拠出型企業年金保険」の概要を説明するとともに、既存の制度とは異なる特性を踏まえた活用方法について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）、第一生命などで四半世紀にわたり企業年金業務に従事。2024年より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、厚生労働省「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」構成員、日本年金学会幹事。

社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。

著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

知られざる拠出型企業年金保険の実態

— 企業年金か、個人年金か、それとも確定拠出年金か —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|-------------------------------|
| 1 はじめに |
| 2 拠出型企業年金保険とは |
| 3 iDeCo・NISA にはない拠出型企業年金保険の特徴 |
| 4 おわりに |

1. はじめに

生命保険会社が提供する団体年金保険の一種に「拠出型企業年金保険」という保険商品があるのをご存じだろうか。今日では企業型確定拠出年金（企業型 DC）と混同されることが多いが、似て非なる別物である。本稿では、拠出型企業年金保険の概要を説明するとともに、既存の制度とは異なる特性を踏まえた活用方法について解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 拠出型企業年金保険とは

（1）制度の概要

拠出型企業年金保険は「企業年金」と称しているものの、法令に基づく企業年金である確定給付企業年金、企業型 DC、厚生年金基金とは異なり、団体年金保険商品の一つである¹。生命保険業界の区分では、確定給付企業年金保険に代表される企業拠出が主体の団体年金保険は「A（型）年金」あるいは「A グループ年金」と称されるのに対し、拠出型企業年金保険のように加入者拠出が主体

¹ 法定の企業年金に対応する団体年金保険商品には、確定給付企業年金保険、確定拠出年金保険、厚生年金基金保険、新企業年金保険などがある。

の団体年金保険は「B（型）年金」あるいは「B グループ年金」と称される。拠出型企業年金保険は後者（B 年金）に該当し、被保険者（企業・団体の従業員）の加入および脱退が任意で、かつ加入者が自ら保険料を拠出する点が大きな特徴である。制度設計の詳細は導入企業・団体あるいは引受生命保険会社によって異なるものの、基本的なしくみはおおむね図表 1 の通りである。

図表 1 拠出型企業年金保険の基本的なしくみ

加入	・ 保険契約者： 企業・団体 ・ 被 保 険 者： 企業の従業員、団体の会員・職員 など ・ 年金受取人： 被保険者
保険料	・ 加入者拠出が主体 ・ 払込方法： 月払、半年払、随時払、一時払 など ・ 保険料の増加（増口）・減少（減口）または払込中断が可能 ・ 生命保険料控除の対象 （一定の要件を満たせば個人年金保険料控除の対象）
資産運用	・ 一般勘定で運用 ・ 一定の利率を保証するほか、配当が加算される場合あり
給付	・ 年金受取または一時金受取を選択可能 ・ 年金種類が選択可能な場合あり（確定年金、終身年金など） ・ 年金受取は雑所得課税、一時金受取は一時所得課税 ・ 中途解約した場合は解約返戻金を支給

※ 制度の詳細は生命保険会社により異なる。
（出所）各種資料等を基に筆者作成

以上の通り、拠出型企業年金保険のしくみや税制は、個人年金保険のそれとほぼ同じである。拠出型企業年金保険の特徴をまとめると、「企業・団体が窓口となって加入する個人年金保険」の一言に尽きる。

（２）企業型 DC との差異

拠出型企業年金保険は、「拠出型」という表記から、確定拠出年金とりわけ企業型 DC と混同されることが多い。今日では、検索エンジン等で「拠出型企業年金保険」と検索しても、検索結果の大半が確定拠出年金に関する情報で占められているのが現状である。

拠出型企業年金保険と企業型 DC の差異は、図表 2 の通りである。両者の最も顕著な差は、中途解約の有無に表れる。企業型 DC では原則 60 歳まで中途引出しができない一方、拠出型企業年金保険では中途解約が可能であり、かつ所定の解約返戻金を受け取ることができる。なお、解約時期によっては解約返戻金が払込保険料総額を下回る可能性がある点には留意する必要がある。

図表 2 拠出型企業年金保険と企業型 DC の差異

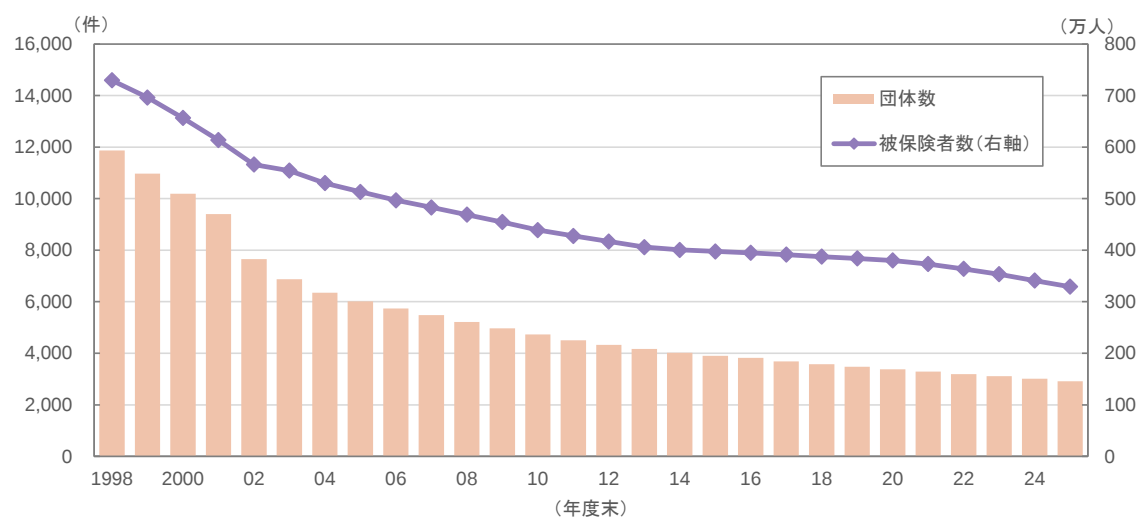
	拠出型企業年金保険	企業型 DC (企業型確定拠出年金)
加入	任意加入	強制加入が原則 (制度によっては選択加入も可能)
掛金拠出	・ 加入者拠出が主体 ・ 法定の拠出限度額なし ・ 一時払、随時払も選択可能 ・ 生命保険料控除または個人年金保険料控除の対象(限度額あり)	・ 事業主拠出が原則 (制度によっては加入者拠出も可能) ・ 法定の拠出限度額あり ・ 一時払、随時払は不可 ・ 事業主拠出は全額損金算入可能 ・ 加入者拠出は全額所得控除の対象
資産運用	生命保険会社の一般勘定で運用	加入者自身が運用指図を行う
給付	・ 年金または一時金を選択 ・ 中途解約可能	・ 年金または一時金を選択 ・ 60 歳まで中途引出し不可

(出所) 各種資料等を基に筆者作成

(3) 制度の概況

拠出型企業年金保険は 1990 年 7 月から取扱が開始された。1990 年代前半は急速に普及したものの、その後は団体数および被保険者数ともに一貫して減少基調にある。2025 年度末 (2026 年 3 月末) 時点の団体数は 2,918 件、被保険者数は 329 万人となっている (図表 3)。

図表 3 拠出型企業年金保険の団体数・被保険者数の推移



(注) 団体数および被保険者数は、名寄せ (複数会社による共同引受契約の重複分を調整) した数値を使用している。

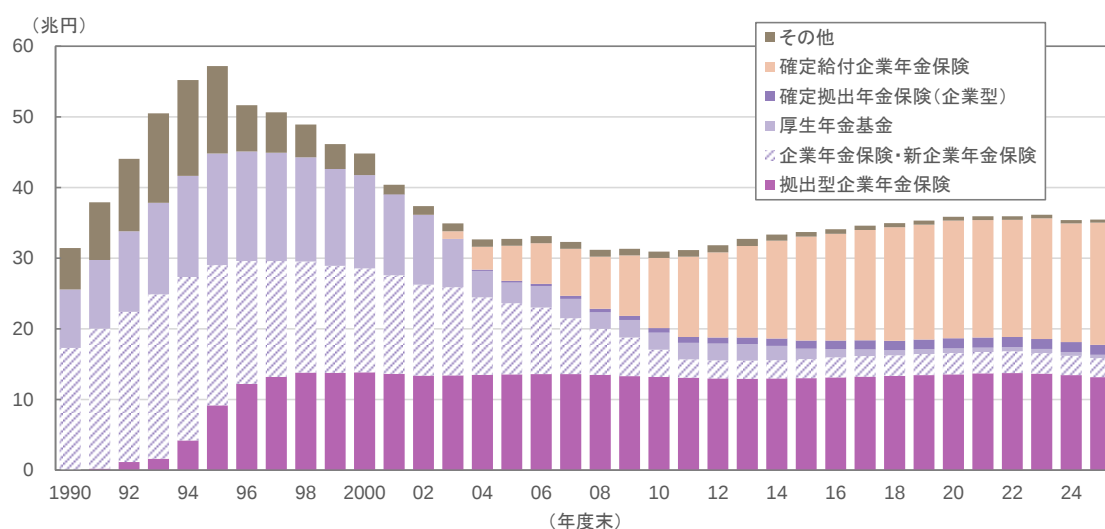
(出所) 生命保険協会『生命保険事業概況』各年度版を基に筆者作成

保有契約高 (責任準備金) は、1996 年度末以降は一貫して 12 兆円台から 13 兆円台で推移している (図表 4)。2025 年度末時点の保有契約高は 13.2 兆円と、

団体年金保険全体の 37.1%を占めている。これは、17.3 兆円・48.7%を占める確定給付企業年金保険に次ぐ規模であり、保有契約高では確定拠出年金保険（企業型）や厚生年金基金保険を大きく上回っている。

なお、被保険者数が減少しているにもかかわらず保有契約高が横ばいを維持しているのは、既加入者の積立金の積み上がりによるものと推察される。

図表 4 団体年金保険の保有契約高（責任準備金）の年次推移



(注) 保有契約高は責任準備金の金額を計上したものであり、年金資産残高とは異なる。

(出所) 生命保険協会『生命保険事業概況』各年度版を基に筆者作成

3. iDeCo・NISA にはない拠出型企業年金保険の特徴

現在では、個人型確定拠出年金（iDeCo）や少額投資非課税制度（NISA）など税制優遇を伴う資産形成手段が充実しており、拠出型企業年金保険や個人年金保険に対する注目度は相対的に低下している感がある。しかし、拠出型企業年金保険は iDeCo や NISA とは異なる特徴を有しており、活用する余地は十分にあると筆者は考える。

（１）保険料の設定および払込方法が柔軟

拠出型企業年金保険には、iDeCo や NISA のような法令上の限度枠は設けられていない。保険約款等で定められた範囲内であれば、保険料の水準は加入者が自由に設定することができる。

また、拠出型企業年金保険では、保険料の払込方法は月払を筆頭に、半年払（賞与払）、随時払、年払、一時払など多様な選択肢が設けられていることが多い。払込方法は加入期間中でも変更可能である。例えば、毎月の給与から保険料を払うのが厳しいうちは賞与払（年 2 回）を活用し、収入に余裕が出てきたら月払に変更するといった対応が可能である。

（２）所得控除（生命保険料控除・個人年金保険料控除）の適用

拠出型企業年金保険の保険料は生命保険料控除の対象となるほか、所定の要件（保険料払込期間 10 年以上、年金支給期間 10 年以上など）を満たせば個人年金保険料控除の対象となる。

生命保険料控除²および個人年金保険料控除の水準（所得税：最大年 4 万円、住民税：最大年 2.8 万円）は、iDeCo の拠出限度額および NISA の年間投資枠に比べると見劣りする。しかし、既に iDeCo や NISA の枠を満額使用している場合は、拠出型企業年金保険や個人年金保険も検討対象となり得るのではないか。

（３）いざという時の出費への対応

iDeCo は自助努力による老後資産形成を支援するという制度の性質上、老後資金以外の目的で資産を用いることができない。原則 60 歳までは年金資産を取り崩すことができないほか、任意での脱退（解約）もできない。NISA では運用商品の売却は随時可能だが、売却時の市場環境によっては元本割れのリスクを伴う。

一方、拠出型企業年金保険では、不測の事態への出費を余儀なくされる局面では、保険料の減口・払込中断や、積立金の一部払出しが可能な場合がある。また、最後の手段として中途解約という方法もあるが、前述の通り、解約時期によっては解約返戻金が払込保険料総額を下回る可能性がある点には留意する必要がある。

なお、個人年金保険では解約返戻金の一定範囲を担保に資金を借りる「契約者貸付」を利用できるが、拠出型企業年金保険では利用できないのが通例である。

４．おわりに

拠出型企業年金保険の被保険者数が減少傾向にあることは前述したが、この背景には、低金利環境下での予定利率の引下げ等による商品性の低下が影響したものと推察される。生命保険会社も、資産運用リスクや長寿リスクを回避する観点から、拠出型企業年金保険の新規引受にはやや消極的であった。

しかし、昨今のインフレに伴う金利上昇を受けて、配当率の引上げや保険事務費（付加保険料）の引下げなど、拠出型企業年金保険の商品性を改善する動きが広がりつつある。

² 2026（令和 8）年は、23 歳未満の扶養親族を有する納税者を対象に、新契約に係る一般生命保険料控除の所得税の上限額が 4 万円から 6 万円に拡大されている。

前述の通り、拠出型企業年金保険のしくみや税制上の取扱いは、個人年金保険とほぼ同一である。しかし、拠出型企業年金保険では企業・団体が加入募集に係る事務を担うことで保険事務費が低廉となり、一般向け保険商品に比べて手数料やサービスの面で有利な条件が設定されることが多い。

もともと、拠出型企業年金保険の制度設計の詳細（予定利率、配当、諸費用、解約返戻率、払込中断・一部払出しの可否 etc）は、企業・団体あるいは引受生命保険会社ごとに異なる。したがって、勤務先等で拠出型企業年金保険を利用できる場合には³、iDeCo、NISA および個人年金保険と比較考量するとともに、資金の使途やリスク許容度なども踏まえて検討することが望ましい。

＜参考文献＞

生命保険協会（2009）『生命保険協会百年史』

生命保険協会（2026）『生命保険講座：生命保険総論』

生命保険協会（2026）『生命保険講座：生命保険商品と営業』

谷内陽一（2020）「ご存じですか？ 勤労者ならではの特典「拠出型企業年金保険」」生活経済研究所長野コラム

<https://fpi-j.com/column/column1447/>

³ 勤務先における拠出型企業年金保険の有無は、企業・団体の総務・人事部門に照会されたい。また、労働組合がある企業・団体では、当該労働組合またはその上部団体である産業別労働組合が年金共済（拠出型企業年金保険のしくみを活用）を提供している場合がある。